

●香川県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年8月6日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

平成25年8月6日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 大見吉津仁尾線（220号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市三野町大見字浜甲1494番1 地先から	前	7.7~7.7	8	道路維持修繕工事に伴う歩道新設
三豊市三野町大見字浜甲1545番1 地先まで	後	9.1~9.1	8	

- 4 供用開始の期日 平成25年8月6日